

平成26年9月18日(木曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育委員長	山下一夫	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

## 議事日程第6号

平成26年9月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第22号から議案第46号まで  
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第38号から議員提出議案第41号まで  
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程第1号

平成26年9月18日 9時00分 開議

日程第1 副議長の辞職

追加議事日程第2号

平成26年9月18日 9時00分 開議

日程第1 副議長の選挙

追加議事日程第3号

平成26年9月18日 9時00分 開議

日程第1 議員の辞職

●議員から提出された議案

- 議案第 38 号 平成 27 年 10 月の消費税率 10%への再引上げ中止を求める意見書
- 議案第 39 号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書
- 議案第 40 号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書
- 議案第 41 号 手話言語法制定を求める意見書

## 議 事 の 経 過

平成26年9月18日  
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしく申し上げます。

日程第1、一般質問を行います。

質問者、小永正裕君。

2番（小永正裕君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は1問だけお伺い致します。犯罪から町民を守るか。

オレオレ詐欺を筆頭とする被害が、依然として全国で多発しておるということでございます。本町でも被害者が出る可能性があります。それに対する対策を問います。

1番目。これまで、本町での被害はあったか。あるとすれば、どのような手口で、何件ありましたか。

実は、この質問出すときにですね、おととい、このテーブルの上にもこういうのが置いてありましてですね。第9回黒潮町民大学、第1講座。えっこれがサギ！！あなたの近くでおきている特殊サギ。高知県警察本部、谷本憲之さん。この9月26日に、あかつき館のレクチャーホールで講演があるそうでございます。専門家が来てわざわざ話してくれますんで、私がこんなとこ取り上げるのも何かと思いましたが手遅れでございましてですね、今日は簡単にお伺い致します。

先ほど、これまで本町で被害はあったのかどうか。あったとすれば、どのような手口で何件あったのかを、まずお伺い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、小永議員の、犯罪から町民を守るか。オレオレ詐欺による被害が依然として全国で多発している。本町でも被害者が出る可能性があるが、それに対する対策を問うのマル1、これまで本町での被害はあったか。あるとすればどのような手口で、何件あったかのご質問にお答え致します。

議員ご心配のように、オレオレ詐欺を含む特殊詐欺の被害が全国で多発しております。特に高知県下では過去最悪の状況となっており、高知県警は今年5月に被害の発覚が相次いでいるとして、初の警報を出しました。そして6月には、高知県は人口当たりの特殊詐欺被害額が全国最悪になったと報道されたところですが。その後も被害は増え、8月末には被害は55件となり、被害総額は5億円を突破しています。これは、昨年一年間の被害額を2億円近く上回る額となっております。

高知県が認知した県内の特集詐欺の被害状況は、2011年、平成23年は、件数で41件、被害額は約2億570万円となっております。平成24年は52件、約2億4,620万円であり、平成25年は59件、約3億600万円となっております。

昨年中の主な詐欺の種類では、金融商品等取引名目の詐欺が13件で、約1億3,770万円被害額となっております。

まして、件数で全体の22パーセント、額で45パーセントを占めております。

県下の被害のうち、中村警察署管内で認知された特殊詐欺被害の状況につきまして、中村警察署に照会しましたところ、平成23年はゼロ件でありましたが、平成24年は件数で3件、被害額は約2,870万円であり、平成25年は同じく3件、約1,680万円になっております。また、今年の1月から8月までの状況は、既に昨年を上回る、件数は4件、被害額は約4,630万円になっております。

さて、ご質問の、本町での特殊詐欺による被害状況でございますが。過去3年間において回答がございました、平成25年中に発生した被害のうち1件が、本町住民の被害であります。詐欺の手口としましては、ギャンブル必勝法詐欺でございます、被害額は約1,040万円となっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

今、課長の方で特殊詐欺という、詐欺の何か区分けですかね、詐欺の種類でしょうかね、何かありますけど。

振り込め詐欺というのは4種類といわれます。特殊詐欺で4種類に区分けされるいうふうなことでございまして、それで、特殊詐欺のオレオレ詐欺が4種類あって、そのオレオレ詐欺以外の特殊詐欺というのもまたあって、その中の一つが、さっき言われたギャンブル必勝法というやつですよ。だから7種類か8種類ぐらい、その一般に特殊詐欺いわれるのはあるわけですよ。女性を紹介するとか、手数料を取るとかね、そういうのもオレオレ詐欺の特殊詐欺以外の特殊詐欺の範疇（はんちゅう）に入るわけですよ。何かファイナンスとか、そういうのもあるわけですよ。

私もちょっと聞いた話ですけど、この1、2年前の話で、その方は自分の息子さんが車をぶつけてですね、おかまいうんですかね。それで、前の人の乗車してる人がけがをしたというふうなことで、100何十万か払えと。払わんといかなくなったというふうなことで、電話がかかってきたようです。そのお母さんとこへ。それで、2人組でやってんですよ、その手口というのは、一人が電話かけてきて、こういう事故があったと。大変なことになってるというふうなことで、うんとか胸騒ぎがして落ち着かないような状況をつくって、今から息子さんに代わるというふうなのでもう一人の人に代わって、その声を聞くと、本当に自分の息子の声みたいな、しゃべり方みたいなうふうに聞こえて、もう何も確認しないで、もうすぐお金送るから心配するなみたいな気持ちで対応して、で、いざ送る段になってですね、何かちょっと様子がおかしいということで周りの人が気付いて、その警察の方を呼んでいただいて確認して。そのワイワイするのが相手に電話で伝わったらしくてですね、相手の方から切って、結局未遂に終わったというふうな話を聞いておってですね。ほんと、後で気が落ち着いて思い出してみても、その電話が本当に自分の息子かどうかいうふうなことも、似ておったというふうな印象は、既にその前の方が話してですね、あなたの息子さんがぶつけていうふうなことで、自分の息子いうので半分以上思い込んでおってですね。それで、声が似ておったというふうな印象に変わったというふうなことも心理的には考えられるわけですよ。

そうやって、人をだましてお金を巻き上げると。まあ、この方の場合には未遂に終わったわけで被害者にはなっていないので、今、課長が言われたこの3件とか4件の中には入っていないのかも分かりませんね。実際、このお金を払って取られたというのが、さっきの件数の中に挙がってきてると思うんで。

そのほかにですね、例えばさっき言ったファイナンスとか、男女の交際の仲介するとか、そういう話で未遂に終わったというふうなことはよくあるらしいんです。これはほかの警察官の人が教えてくれたんですけども、実際事件としては挙がっていないけども、そういうケースはいっぱいあると。ただ、たまたま引っ掛かってなか



っただけで。

ただ、もう1つはですね、さっきのファイナンスが一番あるのは、いろんな株式投資とか、株券を買ったとかいうふうな方が結構おられてですね、そういう人たちの名簿とか、その履歴みたいなものが市場に流れてるんですよ。どういう取引したとかいうふうな。そういう人たちにターゲット絞ってですね、電話とかそういうのでいろんな持ち掛ける人が電話で結構あるらしいです。そういう方はそれ投資してもですね、被害が出て、実際には警察には届ける人が少ないらしいです。ほとんど。だから、事件としてこの中にカウントされないだけで、現実には、まあ、そういう方は自分のプライドもあるとか。今までやってきて失敗もあったけども、まあまあもうけたこともあったというふうなそういう経験があってですね、そういう詐欺に遭ったということをあんまり自分では言いたくないというふうな心理も働いて、警察に通報しないというふうなことも結構ね、件数としてはあるみたいなんですよ。

そういうのを含めると、この4件、3件以上の、もうさまざまな手口でですね、被害者はおられるいうふうなことは結構あるんですよ、こういろいろ聞いてみると。

本町のその被害者1名の方が挙がってるみたいですけど、これはその犯人は検挙されましたか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

小永議員の再質問にお答え致します。

この件につきまして、警察の方にも私も少し確認が漏れておりまして、その確認は取れておりません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

そうなんですよ。割とね、捕まる率、少ないんですよ。この詐欺は。グループでやってますから。で、事務所もどんどん変わっていくというふうなことでですね。

こういう犯罪の手口、まあ私から言わすとですね、ターゲットがあるんですよ。ちょっと調べてみたらですね、やっぱ彼らなりに考えて、うまいことやってますよね。

オレオレ詐欺。これはですね、大体年齢が60歳代以上の方が全体の96パーセントが被害者なんです。オレオレ詐欺のね。そうなんです。大体、息子さんとか孫を装って電話がかかってくるというんです。

それからね、架空請求詐欺というのがあるんですね。オレオレ詐欺で。これも年齢60歳以上の方が、全体の96パーセントの被害者が60歳以上なんですよ。

それから、お金を借りるのに保証金を払えというふうなことがあって、これは保証金詐欺いうんですか。保証金詐欺というのがあって、これはですね、40歳代以上の男性が全体の55パーセント占めるらしいですね。これは、電話なんかで融資を誘ってですね、融資を申し込んできた人に対して保証金などを名目に現金を預金口座に振り込ませる。こういうのが保証金詐欺いう。これは比較的若い、40歳代から55パーセント、半分以上の人が引っ掛かるらしいですね。これは今までのいろんなところから借金して、それを一本化して自分の支払額を軽減させるというふうな手続きをしてあげると。それから、会社の運転資金を貸してあげる。それから、融資の前に保証金が要ると。こんなことを言うてきてですね、先にお金を振り込ませる。これは経営者なんかも入ってますから、40代以上の男性が半分以上を占めるということらしいですね。

それから、還付金詐欺というのがあって、それは医療費や税金の還付。こういうのを非常に安くすることがで

きると。それを還付してもらうために手続きをやってあげますというふうなことで、これもまた、お金を先に払い込みいうふうなことで被害が起こるとのことなんです。これは、やっぱ60歳以上の方が97パーセントなんですよ。

だから、高齢者の方がどうしても多く被害が出るということと、そのきっかけというのが、自分の子どもとか孫が悪いことしたと、責任取れみたいなことになって、一番、その親御さんとか祖父母にとっては一番心の痛むような状況ですよ。そういうそのターゲットをうまく絞った、いろんな手口を変えて言ってくるんですけども。これは、やっぱり全国にね、いろんな名簿が流布してるんですね。だから下調べ結構やっとして、もう今、田舎でも都会でもあんまり関係ないです。もう、あんなのとこの息子さんはどこそこの高校を出て、どこそこの大学行って、会社はどこ行って、今どうなってますねみたいな、そんなことまで詳しいことを何か知ってるみたいなんです。だから相手の全然知らんとこへ電話するんですけども、うまく話のつなげるような、相手の方が資料を持ってるということなんです。そういう意味では、プライバシーを大事にするということは大事なことも分かりませんが。

こういう、その人の心理につけ込んで行う犯罪に対して、どんなふうに課長、思われますかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答え致します。

小永議員ご指摘のように、犯罪被害に遭われた方の傾向を見てみますと、高齢者の方、70歳以上ぐらいの方が多いように思われます。

最近、高知新聞でも、防げ特殊詐欺ということで、被害に遭われた方の情報などが、被害状況などが新聞に出ておりますけれども、それを見てみる限りでも70代から80代、そういった高齢者の方の犯罪が多いように思われます。

そういったことで、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、親心につけ込むといいますか、そういった人の優しさにつけ込むといった犯罪が大変多くなっておりまして、こういった田舎でもそういうことが起こるといことは大変残念なことのように、そのように思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

ほんとに大変残念なことであって、大変こう腹立つことですよ。

これね、私思うのはね、日本人独特のやっぱ感性があるんですよ。思いやりとか、人に優しいとか、何とか助けてあげたいとか。ましてや、自分の孫ならいうふうな気持ちが一番先に出てきて、先ほどもちょっと言いましたけど、冷静に判断する気持ちを先にぱっとどけられてですね、うろたえるような状況をまずつくれる。そういう心理作戦を相手の方は考えてくるわけですよ。

そしたら、その対策をどうするかというのはなかなか難しいんですけども、これは次の2番にいきます。

全国で被害者が増加と報道がいっぱいありますが、本町はどのような対策を講じたか。

これまで本町がいろんな取り組みやってきたと思いますが、どういうことをやってきたかということですね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、小永議員の質問マル2番、全国で被害者が増加しているとの報道がある。本町はどのような対策を講じてきたかのご質問にお答え致します。

まず、本町が行っている対策をお答えする前に、本町と連携し、犯罪被害の防止対策業務を行っている他の機関の状況について説明をさせていただきます。

1つ目が、中村地区地域安全協会の取り組みでございます。

この協会は、中村警察署管内の安全な地域社会の実現を目的に組織しており、地域安全アドバイザーが管内で活動しております。主な活動内容としましては、毎月、地域安全ニュースを町内全域に全戸回覧をし、犯罪や安全対策について注意喚起を行っております。また、高齢者を対象に、振り込め詐欺等の未然防止の啓発用の暑中見舞いや年賀状の発送も行っているところでございます。ほかにも、四万十市内ではありますが、量販店におきまして買い物客を中心に詐欺被害防止のキャンペーンや、金融機関職員への声掛け訓練も行っております。特に地域安全アドバイザーは各地区を回り、高齢者を対象に講話活動を行ったり、直接声を掛けながらパンフレットの手渡し活動を行っており、地道な活動ではありますが効果の高い取り組みであると認識しているところでございます。

2つ目は、幡多広域市町村圏事務組合、幡多広域消費生活センターでございます。

このセンターでは出前講座を実施しておりまして、昨年度は、あったかふれあいセンターで悪徳商法等をテーマに講座を行いました。また、偶数月には町広報誌に犯罪全般の記事を掲載し、被害に遭わないための注意喚起を行っているところでございます。

では最後に、本町の対策についてお答え致します。

まず1つ目は、相談の受付業務でございます。年に数件の相談がございます。その場合、町で解決可能な事案であれば対応致しますが、専門知識を要する場合や既に被害に遭われている場合などには警察署等に引き継ぎ、早期解決を図るように致しております。また、専門的な相談窓口として、弁護士による無料相談所も年間4回開催しているところでございます。

そのほか注意喚起で申し上げますと、年に2回、各ご家庭に悪徳商法に関するパンフレットを配布し、被害の防止に努めているところでございます。また、住民の皆さまや警察署等から犯罪に関する情報が入れば、随時、告知放送にて注意喚起の放送を行っております。

このように、警察署を含め関係機関と連携し、それぞれの役割において犯罪被害防止に努めているところでございます。

なお、先ほど議員にもご紹介いただきましたけれども、先日、議員の皆さまにご案内申し上げました黒潮町民大学の開講のことでございます。

本年も黒潮町民大学を開講致します。9月26日の第1講座では、特殊詐欺をテーマにした講演を開催することにしております。講師には、高知県警察本部から担当室長にお越しいただき、私たちのすぐ近くで起きている特殊詐欺の実態についてお話しいただくことになっております。また、本講座では大方高校にもご協力をいただき、生徒の皆さんに特殊詐欺に関する紙芝居を披露していただくことになっております。議員の皆さまにもお越しいただきたく、この場を借りてあらためてご案内を申し上げ、答弁を終わります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

積極的な対応をしてると言えますでしょうかね。

先ほど、中村のケース言われてましたけども、ある程度積極的にやられておるといふうなことで。予防をそれで十分できてるというふうに判断されてるんでしょうかね、中村の方も。

まあ本町の場合も、室長のとこのメンバーではほかの仕事もいろいろあつてですね、なかなか人数的に、こういうものを専門にどうやって対策を取ろうかというふうなことまで手が回らんような状況もあるかも分かりませんが。

私が思うのは、最近では独居老人の方が大変増えてきて、その男は先にぼっくり死にますけども、女の方が生き残って、割と元気で長生きする方が多いですよ。そういう方が、老後のためにこつこつためてですね、せっかく大事にしておるものを、こういうもので全部取られてしまうと。なくなってしまう。もう老後、あと生きていくためにほんとに心細いといいますか、もう踏みつぶされたような気持ちになると思うんですよ。まあ、終わり良ければすべて良しという言葉ありますけども、人生最後に安心して暮らすような状況を考えて、貯金もしてためたのに、それも一遍に取られてしまうというふうな状況が日本人の場合は特に多いと思うんです。

それを、よく消防なんかでも話が出ますけども、住民の生命、財産を守ると。役目があるというふうなことを皆さんの前でよく言いますけども、やはりそれを拡大解釈してですね、こういう個人の、あとの残りの人生、それがめっちゃめっちゃにされるというのをですね、大きな財産を失ってですね、命にかかわるような状況。精神的なですよ。当然、起こってくると思うんですよ。

それを、やはり行政としてですね、できるだけ力を出して守ってあげるといふうなことも相当傾注する必要があるんじゃないかと。今まで以上にですね、積極的に。

どうでしょうね、課長。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

小永議員の再質問にお答え致します。

今、それぞれ各機関を含めて、活動内容、取り組み、ご紹介させていただいたところがございますけれども。

少し3番の質問にもかかわってくるかと思いますが、現在のところ、こういったさまざまな取り組みを行っておりまして、一定、対策は取れておるものではないかと認識はしております。

特に、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、職員だけではなかなか対策が取れないところもございまして。そういったところを、先ほど申しあげました中村地区の地域安全協会であったり、幡多広域消費者センター、そういった所にご協力をいただきながら、それぞれの役割の中で対策を取っている状況でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

ほんとに、役場の役割を持つてる方も大変やと思いますけどね。

ただ、私も心が痛むんですよ、こういう話を聞くたびに。最近もそういうことを聞いたことがあったんで、余計そう思うんですけど。

今後の防犯対策考えていく上においてですね、もっと、これまで以上に何が大切かというふうなことは、室長

の方では考えておられますか。何が大切。これからの防犯対策に、住民との関係、あるいはいろんな、くろしおなり、何か使ったりした広報とか、端末での警戒の呼び掛けとか、さまざまなことがあります。どういことがこれから防犯のために一番大切なのか。そういうことを考えられておるかどうかですね。教えていただきたらと思いますが。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

再質問にお答え致します。

特殊詐欺のことで申し上げますと、被害に遭われる方というのは高齢の方が多いということもございまして、私はこれからの対策としては周りの方のサポート、それが大切じゃあなかろうかと考えております。まずはご家族の方。そういった方との日ごろの会話の中で特殊詐欺についての話をされるとか、今日の新聞にこんなことが出ていたよといったことを日ごろの会話の中でしていくことで、その特殊詐欺に対する注意というものが身に付いてくるのじゃないかと思っております。そういった面で、周りの方への情報発信。そういったものも含めまして、これから考えていく必要があるのではないかと思っております。

先ほどの新聞でも、近所の方が、様子のおかしいのを見て被害を未然に防止したとか、金融機関の方が窓口で対応して、未然に防止したとか。そういったこともありますので、そういった周りの方の対策、それも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

そうなんです。そういうことがものすごい大事なことなんですよ。

で、それを役場の係としてどうやって、あなた家族同士で話してくださいとか、近所の人と注意をよく払ってくださいとか、そういうことをどうやって喚起していきます。住民の方に。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

現在行っております広報であったり回覧、そういった紙ベースの情報提供とですね、あと告知放送であったり、車での広報。そういったこと以外での方法というのは、ちょっと私も考えておりましたけれども、これといった方法というのは今ちょっと思い付いておりません。

そのことにつきまして高知県の担当部局の方にも、ほかの市町村の先進的な事例はないか、ちょっと問い合わせてみましたが、当町が行っている方法以外のことでこれといったことは今のところ行っている状況はございませんでしたので、またそのあたりと情報交換しながら、新しい方法を少し考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

ありがとうございます。

ほんとにね、ここのところが難しいんですよ。これをやりたいと思ってもですね、どうやって、じゃあ話し合ってもらえますかというふうなところまで持っていくところがですね、大変、室長としても悩むところないかと思えますね。これはどなたでもそう思いますけど。ただ、それができれば、その今の予防というのはね、ほんとに100パーセント近くできると思うんですよ。

ただ問題はですね、最初電話を受けた方が、もう優しい方が多いですから、最初の一言、ふた言でショックを感じてですね、あと話を、だんだんそっちの方に引き込まれていって、だんだんだんだん、ちょっと時間を置いて最後のところですね、これを裏切ったら許さんぞみたいな感じで、今度は脅迫が入ってくるんです。一番最後に、相手の方から。そしたら、それにまたぐっと釘を刺されてですね、人に言っちゃ駄目だとか、そんなふうなことまで相手の方は考えて、呼び掛けていくんですよ。だから、家族にも本人があんまりしゃべらんのですよ。近くの人にも、近所の人にもね。ところが、近所の方が鋭い方があって、ちょっと様子がおかしいいうことで気が付いていただいたら、そういうところの人は助かってるんです。最終的に被害がね、免れてるんですけどね。実にね、もう憎たらしいくらいだね、かゆい所に手が届くようなね、あっちからもこっちからも絡めてですね、その人が家族にも、親しい人にも、何が起こっておるかいうことを言えないような状況に持っていくわけです。そのところが非常に、室長の方としてもね、注意を呼び掛けて喚起していただくというふうなことに對して、ご本人があんまり乗ってこないいうところがあるんですよ。それが一番悩ましいと思えますよ。

1つ、もう終わりの方にしますんで、次の3番にいきます。

新たな対策の用意はあるかと聞きましたが、先の答弁とおんなじですよ。

ただね、この前の事例をちょっと話したいと思うんです。

これはつい最近の高知新聞に出た記事でございますが、高知市内のことです。議長、一部新聞記事、読み上げて構いませんか。

(議長から「許可します」との発言あり)

はい、ありがとうございます。

大見出しはですね、宝石購入話で1,200万円被害ということになっております。高知市の80代女性、名義貸しを頼まれた。特殊詐欺ですね。

県警は10日、ダイヤモンド購入の名義貸し話で、高知市に住む80代の独居女性が1,200万円をだまし取られたと発表した。同県捜査二課によると、6月中旬から宝石商を名乗る男から女性宅に電話がかかり始め、ダイヤの原石を入手したいがうちでは買えない。ご主人名義で注文してほしいと頼まれた。女性が承諾すると、男は購入資金は弁護士が持つていくなどと言う一方、原石販売会社を名乗るミャンマーT&Tに電話をさせ、ダイヤを注文させた。購入代金の支払期日と言われた8月中旬、宝石商を名乗る男が、弁護士が病気で金を持つていけなくなった、立て替えてほしいという。さらにミャンマー社と名乗る男からは、早く金を振り込め、キャンセルはできないと電話があった。その際、男は、家族のデータがある。不動産を取り上げることもできるとどう喝した上で、1,000万円を100万円ずつアルミ箔に巻き、中身は菓子と書いて、ゆうパックで送れと指示をしたと。女性はそれに従い、8月21日、1,000万円を東京都北区の住所に送った。その後も、ミャンマー社を名乗る男から電話で再三金の要求があり、女性は100万円ずつを2回、ゆうパックで同住所に送ったと。その後も金を要求されたが、女性の娘らが母の様子がおかしいと警察に相談して被害が分かったということなんです。

これもさっき言いました、どう喝ですね。最後に脅迫してですね、ほかの人にも言えないようにしておるわけです。

それからですね、昨日教えてもらったのがあるんです。昨日教えてもらいました。

高齢者の方が、宅急便の配送をしてくれという依頼があった。それについてですね、近所の人たちから、その荷物を送らないでくれというふうな申し入れがあったらしいです。その女性高齢者の方は、2、3日前から、高齢者本人の行動の異変が近所の人たちが気付いていたと。それは、自分が車乗れませんので、近所の人に車の便を借りてですね、複数の金融機関で現金を引き出した。いろんな、普段の様子とちょっと違うということに近所の人気付いてくれた。それで、ちょっとその宅配を送るのを待ってくれんかというふうなことを業者の方に言ってきたと。で、その当事者の高齢者の方の長女の方に確認して、その許可をもらって、開封して中身を調べてくれんかみたいな話で、開けてみたら数百万円入っておったということで。やっぱおかしいということで、そのまま警察に届け出たということでございます。

それから、どういうことをこの犯人は言ってきたかといいますと、電話でですね、高齢者に対して東日本大震災被害者を援助する会社の立ち上げという話を持ってきてですね、これからいろいろといろんなことをしゃべって、何となく助けたいというふうな気持ちを引き出していくわけですね。で、一番その最後の方に、暗号めいた数字を言ったらしいんですよ。その高齢者の女性に。そのまた後で、その暗号めいた数字を、あんたはほかの人に漏らしたろう、と言いがかりをつけた電話がかかってきだして。そうやって脅して、そしたらこの、東日本大震災で被害を遭った人たちを立ち上げる会社がぼしゃったと。駄目になったと。あんたのせいじゃ、みたいな脅しがあったらしいです。それで、警察に届けておりますから、ほんで警察が調査したと。

で、より悪質なのはですね、その途中で頼んできた、その被害に遭いそうな女性にかけてきた人も、途中から女の人がやったらしいですよ。その女の人の名前と住所に送るようにしておったらしいですけども。私らも全然知らなかったのは、宅急便というのは各ステーションステーションで乗り換ええますよね、荷物を。どこへ送るがやったら大きな荷物をどこまで送って、そこから各配送の会社にまた分けていうふうに、枝分かれしていきますよ。で、その荷物に付いた番号。それによって全部コンピューターで振り分けてるみたいですから、どこのステーションで降りるということは分かるわけです。そこへですね、その発送番号を言っていって、このがはその住所からほかの所に変ったけんこっちに変えてくれとか、ここでは私が受け取ると言えば、そのまま通用するらしいですね。私も全然それ知りませんでしたけど。それで、その送金先の女性も全くの素人ですね、利用されておったということです。あなたも、東日本大震災の被害者に助けるための会社設立するために力を貸してくれみたいなことを言って、うまくその名前借りてですね、その最終被害を受ける人に対して、うちのここへ送って下さいというふうに電話かけさせておるんですよ。非常に巧妙で、複雑になってるんですよ。まあ、聞いてびっくりしましたけど。

これやりますとですね、犯人のどこまで警察もなかなかたどり着いていけないらしいですね。だから取るものは取って、自分たちはもうぼっとすぐ逃げれると。誰が、いつ、どうやって、詐欺して取ったかいうことは分からなくなるということなんですよ。こういうその実にあくどい手口でですね、狙ってくるわけですから、よっぽど先へ先へ行ってるわけですよ。相手の方が。だから、こっちの方も余計、隣近所でよく話し合うとかいうふうなことをしてもらうことも大事ですけども、たまたまこの方は運が良かったと思いますけども、隣近所の人からね気を付けてくれて。

ただ、まあ町長もよく言いますけども、職員がですね、町の。各集落へ張り付いてますよね、何人かずつ。そういう方が交代でですね、先ほど言いましたように被害者が60歳以上で、70、80の人はますます、こういう被害に掛かる人は多いと思います。だからその集落のうちの、全員じゃなくてですね、ターゲットになりそうな人たち、高齢者の方に、一応リストアップしてですね、役場の方の職員から再々そういう呼び掛けすると。一人一日何人とか、交代でやるとかですね、そういう取り組みもですね、できたらやっていただいた方が、町

に対しての余計信頼感も上がるし、ひょっとして被害も最小限に抑えられる可能性もあるかも知れません。

ということでですね、もう何ととってもその地域ですね、横のつながり。もうこれがね、一番、コミュニケーションとして大事なことやと思います。マイクでばあつと言うとか、講演会に聞きに来てくれというのは、それええんですけども、講演会に行く人は、もう最初からそういう気持ち持ってますから。割と元気な人で、若い人で、自分で予防できるタイプの人が多いと思いますけども。やっぱ高齢者の人になるとどうしても、涙もろくなったりですね、優しくなったり、すぐ人を信用したりとかいうふうなことは非常に心理的に大きく変わってきますんで。私もこの年になると、ちょっとドラマ見たらすぐほろほろと涙が落ちてくるような状況になってしまうわけですから。そういう人間の心理をうまく突いた、敵もさる者いいですか、ほんと憎たらしいほどのね、やり方を考えてますから。

そういう、室長の部屋だけじゃなくてですね、町全体のその張り付いた人たちの地域へのコミュニケーション。こういうことを注意してますか、何か変な電話ありませんでしたかとか、そういうふうな呼び掛けをぜひ手分けしてやっていただいたらと。まあ毎日でなくても、何日に1回かでももちろんかまんと思いますけども。ぜひ、そういうことを考えてくれますかどうか。

最後の質問です。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

小永議員のご質問にお答え致します。

地域の横のつながり、これはもう本当に大切なことであろうと思います。

そして、少し先に触れていただきましたその講演会の件ですけれども、なかなか高齢者の方というのは、その講演会の場にも来にくいのでというお話がございましたけれども。そこでも、先ほど申し上げました家族の方。そういった方のお力とかですね、そういったものがいただけたら、こちらとしても大変ありがたく思っておるところでございます。講演会が今度あるよ、一緒に行こうよというようなことで、家族の方に声を掛けていただいて、それで来ていただく。そういったことがうんと大切ではないかと思っております。

で、ご質問のその地域担当職員などを活用して地域へ入ってはどうかということでございますけれども。今の状況で申し上げますと、あまりいい返事ではないんですが、現在、防災の件で地域の方にも職員がだいぶ入っております、なかなかそれに加えてということにはちょっとなりにくいのかなという感じは致しますけれども。その入っていく段階で、何かのタイミングでこう、この詐欺のことについても話す機会などがあれば、そこで少し触れるといった。特別なことではようしないかもしれませんが、そういったことで対応できたらと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

終わろうと思うとったんですけど、もう一言、言わせてください。

僕はそこへ、地元に行けいうわけじゃないんですよ。その地域担当の方がおられますよね。数人がグループになってと思いますけど、職員の方がね。それを毎日やれとか、そこへしょっちゅう、その集落へ行きなさいとかいうことじゃないんです。

その何人かの中で、今週は誰の役割とかいうふうな、こうローテーション組んでですね、全員じゃないんで



すね。さっき言ったように高齢者の方、家族がなかなか、若い人もいない方ですよね。そういう方に、役場の方からターゲットを絞ってですね、電話をかけるなり。また、その方がおらんかったら、その地区の班長さんとか、区長さんとか、各集落の役員されてる方おられますよね。そういう方を部落の役員の方なんかにも相談しながらですね、こういう事件が増えておると。大変な被害が出る可能性がありますから、普段から集落の中で気を付けてあげてくれたらどうですかとか、そういうコミュニケーションのことを言ってるわけですよ。わざわざ、再々その集落へ出掛けていって、職員が。しょっちゅうその話をせよというがやなくて、その張り付いた方の、まあ4、5名か5、6名の役場の職員の方が輪番制にしてですね、そこの集落の方の高齢者の方に何とか連絡をつけて、変わった様子はないかとか、変な電話はかかってきませんでしたかとか、そういうことをご本人の注意喚起のためにね、やっていただくことはできんかなと。まあ、課長が一存でこうしますというのもなかなか言えませんので、これは執行部全体で考えていただいてですね、どうするか最終的に決めていただいたらええと思いますけども。

最後に町長にじゃあ、それをお伺いしましょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在の防災に特化した地域担当制のスキームの中では、業務量等々を勘案しますとなかなかちょっと厳しいというのが認識でございます。

それからもう1つ懸念しますのは、事象の対応をすべて行政側から住民の皆さまへということが主体になっていきますと、総体的にはやっぱ地域のつながりが薄れていくわけでございまして。要は、地域の中でこういうことが防止されるために行政としてどういう手法があるのかと、こういったことを検討する必要があると思います。

よって、こういうことがあるので短絡的にですね、行政が地域に入ってさまざまな情報を提示するというのではなくて、もう少し工夫のされた仕組みが必要なのかなと思います。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

終わります。

議長（山本久夫君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、10時10分まで休憩します。

休 憩 9時 53分

再 開 10時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第22号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第46号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案については7議案でございます。それは議案書の方での確認をお願いを致します。

9月の8日、10時15分から5時まで、それと9月の9日、9時より3時15分までの間、常任委員会5名全員の出席と、副町長以下、各所管課長の席を求め、慎重なる審査、審議を致しました。

それでは、審査内容の報告に入らせていただきます。

議案第22号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて。

これにつきましては15ページになりますが、歳出の方の2款総務費、3目の財産管理費の方の需用費の修繕費は325万3,000円は、台風11号の強風により、加持、蛭川、奥湊川、米原の各集落のマイク放送とか電線等に被害があり、その復旧工事費でございます。それと、書庫として利用しております旧浜松保育所の屋根の修理等に費やすことと、それから、球場のバックネットが強風で傷んでおりましたので、その修繕費ということになっております。

同ページでございますが、15節工事請負費90万1,000円は、これ法定外公共物災害復旧工事。この法定外ということは、赤線、青線。いわゆる農道、農業用水路のことでございますが、これの修復でございます。これにつきましては佐賀地区を、今回は被害があったということで当たるという復旧工事費等に充てております。

13ページの歳入の方でございますが、14款国庫支出金の補正額2,220万は、現年災害復旧事業の補助金として挙げております。

それと、18款の繰入金、1項基金繰入金につきましては、同和対策事業の調整基金繰入金の補正303万5,000円については、旧大方縫製工場の使用料を基金として積み立てたものの中から、今回、佐賀地区の畜産施設のブロイラーの鶏を飼っている鶏舎の修繕の修繕を行うものです。

第2表の方の地方債の補正につきましては、現年の補助として災害復旧事業債として1,100万を起債するものであります。

これにつきましては、全会一致で承認するものと可決致しました。

続きまして、議案第23号、平成25年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが。

これにつきましては79ページになりますが、総務費の方の2款総務費の79ページ、財産管理費の18節備品購入費、停電電話機器一式288万につきましては、佐賀保健センター、拳ノ川診療所、福祉支援センターへの、それぞれ固定電話の方を25台、停電でも使えるものを入れることと、ケーブルの新設工事費に充てると聞いております。

次は80ページから81ページになりますが、5目の財産管理費の方の25節積立金、不用金額2億687万8,555円は、決算の剰余金が出まして、これが3月末までに積み立てができなかったことで、収支調整として不用額として挙げております。

6目、ちょっと金額的には小さい金額ですけど、企画費として8節報償費の空家調査員謝金となっております83万1,550円につきましては、平成25年に商工会が空家調査協議会を立ち上げ、各集落に入り空き家調査をしていただいたののちの手当でございます。調査結果としては、町内全域で283件を確認致しまして、貸してもよい、どちらかといえば貸してもよい、売ってよいとの回答が35件。これにつきましては、佐賀が18件、旧大方が17件となっております。また逆に、どちらかといえば貸したくない、貸したくないの回答が83件あったという報告を受けております。

これにつきまして、今後は調査結果で得られた内容を基に所有者と連絡を取り、移転希望者への町のホームページなどで情報を提供できるように物件の確保を目指すという報告を受けております。

82 ページから 83 ページの方の 15 節工事請負費の 606 万 4,800 円につきましては、北郷地区の集落活動センターのトイレと風呂場の整備費として挙げております。この集落活動センター工事の中で、旧北郷小学校の屋上に風呂用の太陽ヒーターを、一基 200 リッターを 10 基、約 2 トンのお湯を確保するように挙げております。

議員の方から、風呂の工事がなぜ後で追加になったのかというような質問がありまして、風呂の中が段差が深過ぎて、その中に階段を付けるとか、手すり、スロープの工事の費用として追加工事をされたという報告を受けております。

94 ページから 95 ページになりますが、2 目の賦課徴収費の 23 節償還金利子及び割引料で、過誤納付金が 407 万 8,540 円挙がっております。これは平成 20 年から 25 年にかけて、多くの徴収の部分の一部の払いについて支払ったものでありますが、還付件数が 43 件、金額で 359 万 844 円と、加算金が 48 万 100 円。一番多い金額は、法人税、住民税につきましては確定申告による還付 1 件で、116 万 8,000 円が還付されたという報告を受けております。

9 款消防費の方になりますが、ちょっとページを書いてないので申し訳ございません。

それにつきましては、13 節の委託料、不用額 2,051 万 9,808 円につきましては、避難道の設計、施設の設計、業務の入札減と、防災アドバイザーの委託の回数の減によるものです。

15 節の工事請負費、不用額 1 億 4,608 万 6,050 円につきましては、入札減と入札不調などによる不用額となっております。

194 ページから 195 ページの 22 節補償補填及び賠償金につきまして不用額 1,815 万 7,663 円は、これは補償費の減によるものです。

ここで避難タワーについてのことで、議員の方から、避難タワーの設計委託をされるときに高齢者、障がい者の方の声を聞かれて委託されているか、それとも白紙で出されているかということにつきまして、また、完成された避難道とかタワーの階段の角度、高さが問題ではないか、スロープがつけられなかったかなど。それと、完成している避難道に誘導灯がない場所についての計画はというような質問がありまして、執行部からは、地元と協議をして、造るときには、高齢者、障がい者の方への対応は、階段の高さ、手すりの高さなどを入れている。スロープについては地形で難しい点もありますが、事業が終わっていても地元要望があれば協議しながら追加工事をしておりますという答弁をいただいております。

次、歳入の方に入らせていただきます。

14 から 15 ページになりますが、1 款町税、不納欠損額が 352 万 1,797 円あります。収入未済額の方も 4,951 万 7,964 円挙がっております。内訳は、町税の方の不納欠損としては、これ住民税ですね。住民税の方で挙がっておりますのが、不納欠損額が 56 万 8,772 円あります。これにつきましては、平成 26 年 4 月から 8 月末までにかけて、滞納繰越分についてですが 103 万 3,834 円が完納になっておるとのことです。

2 款固定資産税の方の不納欠損額が 276 万 1,825 円ありますが、これにつきましても、不納額につきましては同じような、8 月末までに 112 万 4,800 円が完納されておるという報告を受けております。

3 項になりまして、軽自動車税は滞納額が 298 万円 574 円になっておりますが、これにつきましても 8 月末までに 12 万 5,000 円が滞納の中から完納されたというように報告を受けております。

徴収にかんして、納税者が健康が悪くなって、これは議会の方の議員の方からの発言ですが。仕事に就けず収入がない方には福祉政策につなげ、早急に健康を取り戻すことで納入につながるのではないかというような意見とか、戸別訪問をされ、個人の健康状態を調べ対応すべきではないか、町税全体で不納欠損が 352 万 1,000 円になっているが、町は執行停止とかを執行されているかというような質問がありまして、執行部の方からは、納入日を 20 日過ぎると督促状で通知をし、その後、年 4 回程度訪問、通知を行う。まず債権機構へ預け資産関

係を調査して、ない分については町の方に返ってきた分につき執行停止措置をし、法的な。そして、3年を経過しても徴収ができない分については、不納欠損の処理をしておるというように報告を受けております。

議員の方から、これからも不納欠損額が増えていくのではないかとということが出ました。執行部としても、まあ今の段階で増えていくのじゃないかと思えますというような答弁でありました。

24ページから25ページの2項2目の民生費負担金、2節の児童福祉費負担金。まあこれは保育料になりますが。収入未済額が66万9,980円ございます。これについて、また保育料の繰越分も515万1,580円ございます。これにつきましては、不納欠損処理は取り扱っていないというように報告を受けております。

議員の方から、徴収者は任命された者が当たるようにという意見がありました。

26ページから27ページ、4目の方に農業使用料滞納繰越分456万2,000円の不納欠損については、3年前に執行停止をしていたものでも徴収が不可能なので、25年度に不納欠損処理をしたものであるという報告を受けております。これは佐賀の藤縄にあります菌茸工場。今は新しい人が入って操業しておりますが、以前の、先の経営者のときの分の処分でございます。

これにつきましても、全会一致で承認するものと可決致しました。

続きまして議案第26号、平成25年度黒潮町給与等集中処理特別会計の歳入歳出の決算につきましては、これは一般職員195名と特別職3名の給料を一括処理するものでありまして、このときにもラスパイレスの指数は国の基準に対して町はどうかという議員からの意見がありまして、国家公務員給与水準を100と精算しても、町は100を切っているという報告を受けております。

これにつきましても、全会一致で承認するものと可決致しました。

議案第34号、平成25年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について。ページは472ページから473ページになります。

歳入の1項使用料、1節サービス提供使用料、収入済額が7,448万8,100円で、その内訳は、テレビの使用料が2,408万2,800円、インターネットの使用料が5,036万5,300円で、テレビの使用につきましては減免、100パーセント減免の方が46件、50パーセントの方が116件あります。これにつきましては住民税非課税の75歳以上の世帯の方が50パーセントの減免の対象というように受けております。

2節の方にサービス提供使用料滞納繰越分が53万5,150円ありますが、これにつきましては使用が3カ月入金なければサービス提供を切り、督促状を出しております。

2節の方にありますサービス提供加入金滞納繰越分の57万950円については、これは条例で定めた以外の加入者の転出が多かった。いわゆる2台目とか、町外の方で付けた方とか、転出してきて付けたものの、そのまま転出して後が入ってないという報告を受けております。

繰入金につきましては7,446万9,102円の内訳は、一般会計の繰り入れが5,980万円、財政調整支援基金繰入金が752万4,000円、過疎地域自立促進事業基金繰入金が714万5,102円が入っております。

これにつきましては、今からの繰入金はどうなるかということにつきまして、繰り入れについては決算の状況によって一般会計からの繰り入れとなりますというように報告を受けております。

478ページから479ページの方になりますが、歳出の2目財産管理費、12節役務費の伝送路保守料2,236万8,150円の委託は、これはNTT西日本。13節の委託料も光ネットワークの運用保守。これは480から481ページになりますが、光ネットワーク運用保守委託料2,446万2,626円も、これもNTT西日本さんとの契約であります。

2款の事業費、1目放送サービス提供事業、13節委託料1,533万につきましては、NPO砂浜美術館と単年度契約で、これは職員4名の給料も含まれておりますが番組制作と、今やっております放送を行っております。

議員の方から、一つ一つの制作契約かということでの質問がありましたけど、これは年間の契約をしており、災害時は24時間態勢をお願いしているということを聞いております。

見積もりを取られているかということにつきましては、契約の中で取っておりますということを聞いております。

今年度の公債費は3,650万4,893円となっております。その中で金利が973万7,194円がいております。

どうしても、議員の方からの質疑で、収入増へはテレビ加入が問題と思うが、町の姿勢が見えない。番組として、議員の方の声として、地域の子どもさんが参加する番組を多く制作して放送することで加入につながると思う。住民の見たいと思う番組を放送するチャンネルを複数作り、好きな番組を自由に契約するようにはという意見とか、インターネットの加入については、アドレス変更になることが加入されない方もいると思うので、町が働き掛けて変更なしで加入できるようにはできないかというような意見がありました。

町としては、放送としては1チャンネル増に向けて取り組んで進めています、相手利用者との詰めがまだとのことの報告を受けております。チャンネルを複数にして見たい、チャンネルの契約をすることには、そのシステムをつくる方が高くつくと思えますというような報告を受けております。

これにつきましても、全会一致で認定するものと可決致しました。

それから次は、議案第38号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

歳入から入りますので18ページ。

15節工事請負費300万円につきましては、庁舎西にあります駐車場が今回の国道56号の改良の関係で使用できなくなることで庁舎東側へ新しく造るものですが、これにつきましては農地転用になりますので2カ月ぐらいが必要とのことです。これに入れる土は工事現場の残土で埋めて、その上にはバラスを入れて駐車場と利用するというように報告を受けております。

17節の方の公有財産購入費は、新たに造る駐車場の購入費で1,381万円、面積が1,381平米の購入というように報告を受けております。

19ページ、15節工事請負費1,009万8,000円は、佐賀北部集落活動センター、旧拳ノ川保育所を、厨房機器が入れるように改築するものであります。

備品購入につきましては、421万円は北部集落活動センター備品として、冷凍冷蔵庫と玄米の保冷库、食器消毒保管庫、流しなどの購入をするということでございます。

9款、34ページになりますが、消防費、12節役務費69万3,000円は、消防車21台について、すべてが無線がデジタル化になります。それによってバッテリーがすぐ上がるということで、災害時に支障が起きますので、電源の配線をバッテリーから直でないように改良するものです。改良のデメリットとしては、エンジンをかけるに40秒のロスがあるそうですが出動には影響がないように使用できるということで、そのための経費を挙げております。

4目の防災費で、13節委託料1,080万は、避難タワー実施設計委託料580万と、地質調査費が500万円入っております。

15節の工事請負費5億2,500万円は、避難タワー建設費であります。

35ページの17節公有財産購入費1,600万円は、津波避難タワーの用地と、その集落の道の整備と、合わせて1,255平米の購入予定をしております。年内契約を予定しておるというように報告を受けております。

上記の費用は、佐賀浜町地区への避難タワー建設するもので、タワーのフロアが最上22メートルとなり、その上に屋根がつくので、高さが25メートルになるというように説明を聞いております。避難タワーの広場には180人を予定しておりますので、一人当たり1平米で180平米に、備蓄倉庫がつかますので200平米ぐらいの

広さになるということで、説明会を開きまして150人の出席があったという報告を受けております。

その中でも議員の方からは、出席したくてもできない弱者の声を拾い上げるようにスロープなども協議すべきで、このタワーは25メートルということで、大体6階から7階ぐらいの高さに相当するものになるので住民への説明が十分にされるようにという意見がありまして、執行部からは、CDを作成しており、映像で住民への説明をしておりますということで、スロープについても協議をしておりますという報告を受けております。

これにつきましても、全会一致で可決致しました。

議案第39号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算の補正第1号は、これは既存の数字に歳入歳出それぞれ1,072万3,000円を減額したものととして報告を受けております。

これにつきましても、職員の特別職を一括して管理するものでありまして、全会一致で可決するものと決しました。

議案第46号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更について。

これにつきましては新たに、5ページになりますけど、報告の方の。商業共同利用施設、過疎地域自立促進特別事業の2事業の計画が新たに始まることで、県に提出するときに大きな変更にあたるということで、今回の計画変更についての申し出であります。

これにつきましても、全会一致で可決致しました。

以上で報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

2点あります。

今の、佐賀の浜町避難タワーの件ですが、収容者が180人というご説明でしたが。強度的なもので、まあ場合によったら、そういう緊急なときやもんで、180人でもうおまんらいかんぜよというわけにはいかんと思うがです。

そうなったときの、強度的な問題等についての問い掛けいか質問はありませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そのような、町の方も一応あの中で避難がちょっと困難な方が、あの近辺の方で。その率を出して、それに掛けたもので、およそ180人ぐらいはこのタワーに上がってくることを想定して計算して出した数字らしいです。で、一人が1平米を占有するということで出しております。

今、明神議員さんが言われたように、それ以上の人があるからどうかというよりも、25メートル近い建物です。鉄骨ですけど。その強度は、まあこれ素人ですけど、少々増えても強度には全く問題がないんじゃないかという認識があったか何かで、そういうように、急きょ倍の人間が入ってきたらどうするかというような議論は一切ありませんでした。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

それと、聞くところによると、この早咲ですかね。早咲のタワーのがで何か問題が出ておるとかというようなことを耳にするのですが、そういうような。まあ、確かにあの 22 メーター、25 メーターの構造物ができる、強い風のときとか、それからほかいろいろ照明とか。もう日照権のことは初めから大体分かっちゃよるきに、それはそれで話すると思うがですけど。

そういうような問題についての説明とかいうものはありませんでしたかね。

総務常任委員長 (森 治史君)

説明の中で、そういうように風とかいうこととか、まあ物が当たったときの反響とかの音なんかのことと。それから、工事は杭打ちじゃないのでかなり静かならしいですけど、それでも振動とか、それから揺れ。音とか揺れは全くないわけじゃないので、そういうことも含めて、住民の方には説明をされているというように報告を受けております。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

それで自分、昨日の一般質問でもちょっとお聞きしたのですが。まあ自分、何か浜町でも説明会。浜町いうかね、浜町、明神、会所があったようでしたけど、自分よそのときは家におらざったもんで聞いてないのですが。構造的なもんで、22 メーターいうたら、先ほども 6 階か、普通の建物にしたら、ぐらゐの高さのものになるということでしたから。

ほんで、この今言う、最上階のフロアのエリアに 180 人やいうことじゃないかと思うがです。そうしたときに、まあ津波の問題はともかく、最近起きている洪水の問題なんかでね。ほいたら、まあ例えば最上階が 6 階やとしたら、5 階部分に当たる部分よね。そこらのエリアには避難できるもんかどうかな。構造的なあれですけど、そこらはどんなもんか分かりませんか。

総務常任委員長 (森 治史君)

そのような質問もなかったので、委員会の方でそこまで詰めた議論はありませんでしたので。

ただ、CD 作成して、説明会の中で CD でテレビを見てもろうて、それで人が、こればあの高さの人がこのはたへ来たたらこの感じになるとかいう、そういう目で訴えるものを今回は作って説明に当たっておるとい。

とにかく、6 階から 7 階ぐらゐの高さになろうかと思しますので、まあ町内で一番平地である、一番高い高さになると思いますので、周りの方にはかなり脅威になるのではないかということ。それについては、今回はきちっとそういう CD 作成して、住民の方に目で訴えて感じてもらうような方法で説明をして回っておるといふふうにお聞きしております。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長 (坂本あやさん)

産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

産業建設常任委員会に付託されました議案は、付託表のとおり9議案でございます。

審査は、去る8月8日、10時10分から15時25分までと、翌日9日の9時から15時05分まで、町長と担当課長、係の職員の出席を求め、慎重に審査をさせていただきました。

審査結果につきましてご報告します。

議案第22号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度黒潮町一般会計補正予算）のうち、6款、8款、11款については、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第23号、平成25年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてと、議案第31号、平成25年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第32号、平成25年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第35号、平成25年度黒潮町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての4議案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第38号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算について、議案第44号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計補正予算、議案第45号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についての4議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

それでは議案の内容についてご報告を致します。

まず、議案第22号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度黒潮町一般会計補正予算）についてです。

この予算につきましては、台風11号の被害に対しての事業を専決したという報告でございました。

6款農業水産業費で、佐賀の鶏舎の屋根や壁の修繕を行うものや、林道の倒木、崩土の撤去。また、8款土木費でも、道路の倒木や崩土の撤去等を行っており、住宅費でも、横浜改良住宅の屋根の雨漏り等の修繕が挙がっております。

11款災害復旧費では、国、県の補助対象とならない、河川や町道の測量設計の委託費が挙がっております。

この台風によって町内にも大きな災害の跡が残りましたが、幸い人的被害が出なかったことは良かったという印象でございました。

続きまして、議案第23号、平成25年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてご報告します。

歳出のうちの5款、6款、7款、8款、11款、財産に関する調書のうち、産業建設常任委員会の所見に関する事項についてご報告します。

まず、5款から。議案書の方では138ページからになります。併せてご確認ください。

この中の、雇用対策の基金事業、ふるさと雇用や緊急雇用の対策事業費が主に組みまれておりました。

この事業の中の不用額には、これらの事業で雇用した方々が事業途中で辞められるケースもあるということで減額を生じているというご報告がございました。

その理由としては、ふるさと雇用は3年間の雇用期間が終わっても雇用を継続するという条件がある事業ですが、緊急雇用の場合は1年と期限も限られているため、継続の保証がないということにも途中退社の原因になっているのではないかというご意見が出ておりました。

次に、6款農林水産業費、140ページからでございます。

これの特に大きなものについては、4月に発足しました黒潮町農業公社のハウスの建設費や、シャワーやトイレの修繕費、貸付金と投資および出資金が組みまれておりました。4月からの稼働に関する予算でしたが、順調な運営を行うことができているというご報告を受けております。



また、次に145ページの19節負担金補助及び交付金での不用額につきましては、レンタルハウス関係の入札減であるというご説明でした。事業執行できなかつたものではないということで、農家さんにとっては結果的に負担軽減になったということで、助けになったというご説明をいただいております。

次に、149ページの13節委託料です。こちらの委託料につきましては、特別会計の農業集落排水事業特別会計への繰り出しです。繰り越しの事業費です、すいません。これは繰り越しされておりました、最適整備構想策定業務が行われたということの事業費です。

この事業費については、なかなか運営が厳しい特別会計ですが、これを継続していくことがいいのかどうかということに対する基礎資料を作るということで調査費を組まれました。今後は、抜本的な対策を決めていく資料として使われるということです。この内容については、26年度中に検討結果を出したいというご説明をいただきました。

次に、151ページの2項林業費です。こちらの方で印象的なものは、鳥獣の被害対策関係事業です。これはですね、ハクビシンやタヌキ、アナグマも捕獲したり、イノシシ、シカだけではなく、対策鳥獣の数も増えてきておりました。それから、農地を守るためのわなや電気柵への補助、それから有害鳥獣駆除隊への報酬など、さまざまな対策が取られているということが見て取れました。

しかし、年々その捕獲高は上がっているのはどういうことだろうという、委員からの声がございました。捕獲してくれる方が増えたことがあって、このように毎年捕獲頭数が増えているのではないかという意見もございましたが、町内の有害鳥獣の総数は一体どれくらいいるのだろうと思われるような数字が年々挙がってきております。捕獲頭数については業務報告にありますのでまたご確認いただけたらと思いますが、ご説明の中で平成18年度の捕獲頭数は、シカが72頭、ハクビシンが7頭の報告だったということでございました。それから比較すると、現在は非常に大きな数になっているということでございました。

続いて、154ページの3項水産業費でございます。2目水産業振興費では、漁業集落環境整備事業での避難道、避難広場関係の工事が随時進んでおりました。また促進事業については、土佐のかつおビジネス創造事業で、大阪や岡山で販促を行ったり、毎年行われています、もどりガツオ祭への補助金等の支出が行われておりました。

次に、159ページ、新規漁業就業者支援事業補助金です。これにましても、義理のお父さんに指導を受けて、お一人の方が就労してくれているという報告がございました。農業の新規就農者の場合には、親子関係ではなかなか認められない事業ですが、漁業にはその縛りが無いということでしたので、今後の地域の状況であれば農業も親子関係での新規就農支援制度が可能となれば後継者も育ちやすいのではないかという、委員の意見が出ておりました。

次に、7款商工費でございます。163ページ。

商工費、その19節負担金補助及び交付金の不用額については140万1,655円ですが、土佐西南大規模公園の工事負担金の減額が行われております。工事の公園事業が終了したということで、今回は負担金も減額となっておりますが、町としては、これから観光振興のためにサッカー場への人工芝導入を要望していきたいとのご報告をいただきました。

次に、167ページの産業推進費でございます。大きな事業費は、新産業の缶詰工場関係に支出されているものでございます。さらに、町は2,250万円を出資し第三セクターの経営を始め、4月よりラボ工場も稼働をしております。

次に、172ページの道路新設改良費では、高規格道路の用地購入や避難道整備等の多くの繰越明許事業が行われておりました。実質15カ月予算としての執行で、これほど多くの事業を行なうことは大変なことだったと

思います。しかし、これらの執行期間を見ますと、手続き上にやむを得ない事情があったというご説明ではございましたが、5月、6月という早い時期に出せる事業ばかりではなく、年度後半に多くの事業が発注となったことによって、それにさらに当年度の事業も重なるということなどがあり、業者さんにも忙しく、不落になる事業も多くなっておりました。その他の事業、工事等につきましても、業務報告を参照しながら説明を受けました。

次に、183ページ、都市環境整備事業費でございます。13節委託料、15節工事請負費も、佐賀の道の駅建設関係事業や明許繰越事業を含み、高額のものとなりました。その中で、入野駅前多目的広場整備事業は、56号大方改良事業に伴う店舗等の移転先として計画していたものでございましたが、現在、関係店舗の移転先も別の場所に決まり、今後、この事業については見直しや中止を迫られております。

次に、186ページ、6項住宅費でございます。これは町内104戸の公営住宅を管理しておりますが、老朽化する住宅の修繕費が高額となってきておりました。このまま修繕を続けるのか、改築等を進めていくのか、本格的な検討が必要になっているのではないかという意見が出されました。

次に、11款災害対策費の225ページ、農業用施設現年発生補助災害復旧費の工事190万円分や、ページ225ページの公共土木設備現年度発生災害復旧費分1,900万円等は、25年度にできなかったものや不落となったものを翌年度に繰越明許として回すものが計上されておりました。

決算については以上ですが、各款にまたがる費用の流用の件について、委員より意見がありました。それぞれに理由があることでございましたけれども、今後も適正な処理を心掛けてほしいという意見が挙がっておりました。

続きまして、議案第31号、平成25年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告します。

25年度決算のところでご報告しました最適整備構想策定業務において、この事業を継続していく場合にはどのような経費が要るかということについて調査をしたという資料を提出していただいております。この資料につきましては、多くの調査内容があるということでございますのですべての確認は致しておりませんが、執行部の方としましては、この調査の結果に基づいて26年度にはこの事業の抜本的な方向性を詰めていきたいというご報告でございました。さらに、25年度には2戸の新規加入があったというご報告がございました。

次に、議案第32号、平成25年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告します。

鈴地区の排水事業も、農業集落排水と同様に加入者の増加が見込めず、収入については現状を改善していくことはなかなか難しいものがございます。また、鈴地区は漁業集落でございますので農地面積も少なく、各戸に合併浄化槽を埋める土地が求めにくいなどという現状もあり、この事業の変更には難しい面があるというご報告もございました。この事業にも、25年度には1戸の新規加入があったというご報告を受けました。

続きまして、議案第35号、平成25年度黒潮町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告致します。

執行部の方からは、この会計でも水道料の引き上げをさせてもらわなければいけない状況になっているとのご報告がございました。しかし、現在の社会状況や消費税の増額など、住民感情からするとなかなかこの値上げを受け入れるに当たっては難しい部分があるのではないかという意見も出ておりました。

さらに、この水道料を引き上げるに当たっては、住民感情から、未収金がある現状を回収してから値上げをしてもらいたいということが求められるのではないかという、委員からの意見もございました。

これに対して委員の方からは、きちんと給水停止措置をしているのか、手続きにという質問が出されました。

この給水停止措置についてもなかなかやりにくい面があるというご説明でございましたが、手続きに従って粛々とやっていくことで、滞納している方々の意識も変わってくるのではないかと指摘がありました。

次に、議案第 38 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についてご報告致します。

この補正は、人事異動に伴う人件費や災害費の追加が計上されておりました。

6 款農林水産業費、29 ページでございますが、農業振興費補助交付金としてハウス整備事業補助 400 万円が追加されておりました。

また、29 ページでは、林業振興費として鳥獣被害防除対策事業費が生まれ、トタンや電気柵を設置する方々の要望に応える事業費が追加計上されました。

次に、30 ページ、水産業振興費では、これらの取り組みに期待したい事業、漁業生産基盤維持向上事業費補助金の説明を受けました。佐賀の漁協にあるカツオ一本釣りの餌となるイワシの購入は九州からタンカーで運ばれており、今はコストが非常に高くなっているということでしたが、これからは宿毛から仕入れることとなります。そのことによって、今まで愛媛県の深浦などとのコストの競争で負けていた部分が、今後の売り上げにも期待ができるようになるというご報告を受けました。

また、今までこの活餌の事業をやっていた方が高齢になり事業を辞めることになったというご報告がございましたが、今後もこの事業を継続していただくためには、アドバイザーとしてかかわってもらえるということになったご報告をいただきました。この事業の進ちょく状況を慎重に見守りたいと思っております。

7 款商工費に移ります。これの商工費では、佐賀産直生産組合の新しい工場を建てる費用への県補助金 3,600 万円が計上されておりました。これまでもこだわりのある商品展開で評価の高い企業であり、今後の成長に期待をしていきたいと思っております。

8 款土木費につきましては、ほとんどが人件費の補正で、特に意見はございませんでした。

11 款では、先の台風 11 号関係の災害復旧の事業が主でございました。ここでは、有井川の橋脚が流された橋の工事にめどがたったので、用地購入費等の費用が計上されておりました。

災害の復旧では原状回復が基本ということでございますが、古い橋の形状のため、原状回復しても構造令を満たすものにはなっていないといったことで架け替えをする方向で調整をしておりましたが、なかなか許可が出なかったということで、このたび事業着手でありましたけれども、このたび事業着手ができるようになったというご報告でございました。

次に、議案第 44 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきましては、上川口ポンプの取り替えと、管理システムの整備を行うための補正でした。

次に、議案第 37 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例と、議案第 45 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定については、続けて審査を致しました。

この 2 つにつきましては、指定管理者の指定に伴うものですので、特に委員からの意見はなく可決するものと致しました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました 9 議案の報告を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

議案の23号ですが、缶詰の事業ですが。大体、25年度に大方1億ういかね、9,700万ぐらいの予算を組んで事業があったわけです。ほんで、今年度も含めて、今年度はまあぼつぼつ出ちよりますけれど。

この事業に対する設備投資ういかね、そういう問題について次年度以降の計画ういか、そういう話ういか、説明はなかったかいうことと。

それからもう1点が、38号。今年度、26年度の補正予算です。

それで、29ページのハウスの事業、ハウス整備事業ね。それから30ページ、19節の負担金補助及び交付金で、佐賀漁港の関係ういかこまでは説明もろうちよったがですけど、この事業について、これ種子島の補助金の事業になっちよるわけです。

それで、委員長にお聞きしてどうかとも思うがですけど、この事業は種子島のロケットの関係で国から来よる事業で、予算で。それで、自分この事業で魚礁の方に使えんかどうか。まあ直接は関係ないことになるとは思うがです。というのは、小釣りの人は種子島まで操業のことがないもんで。これは大体、自分らのカツオ、マグロの関係者があそこで操業するときの、このロケット打ち上げるときは操業ができなくなるための事業になっちよるもんで、補償事業にね。ほんで、この沿岸のがには使えんがじゃないかどうかいうことをちょっと思うがですけど。

まあそこらあたりの説明、委員長に聞いてもどうかとは思いますが、一応質問致します。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

まず、第三セクターの缶詰工場の事業内容の説明はなかったという件でございますが。決算の方では、特に事業内容についての説明は受けておりません。

それから、今年度の事業計画について、特別に委員会で説明は受けておりません。縷々（るる）、補正予算のときに説明を受けておりますので、委員の方からも特に求める質問はございませんでした。

それからですね、29ページ。

（明神議員から「今年度の補正予算の29、30」との発言あり）

補正予算の29、30の漁業関係ですね。それと種子島の件ですけど、説明を受けました。

30ページの19節負担金補助及び交付金の所の種子島周辺対策事業補助金という所で、佐賀漁協の重油タンクに使われるということでの説明を受けておりました。

お尋ねの、種子島の補助金がですね、ほかのことに使われる、漁業関係に使われるということでしたので、そのほかのことに使われるというようなご説明はなかったと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長、西村将伸君。

教育厚生常任委員長（西村将伸君）

教育厚生常任委員会は、9月の8日、午前10時10分から午後4時50分まで、また、9月9日は午前9時30分から12時25分までの2日間、全委員と担当課長出席の下、議員控室において執り行いました。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第 22 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算）。歳出のうち、10 款教育費から 25 年度一般会計決算の認定について。歳出のうち、3 款、4 款、10 款と、特別会計決算の認定について所管する 7 件の議案となっております。

さらに、26 年度一般会計の補正および特別会計で補正されました 4 件まで、予算に関する議案が 14 件と、議案第 36 号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の制定、およびに陳情 39、40 号の 2 件、合計 17 件の議案でございました。

これから審査内容を報告致しますけれども、専決による予算、決算の認定、また補正予算と、所管する案件がそれぞれにありますので、関連事項はまとめて、報告済みの陳情を除いた 15 件の議案のうち、職員の人事により補正を行ったものや、委員会中あまり議論とならなかった議案は省略し、また、決算や補正予算のうち、予算は小さくても新たに組み込んだ事業や質問、意見が多く出されました議案について報告を致します。

初めに教育関係です。議案第 22 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 26 年度黒潮町一般会計補正第 2 号予算と補正第 3 号について、教育次長に説明を求めました。

専決第 2 号、一般会計補正予算書の 16 ページをお開きください。

最下段にあります中学校管理費、18 節備品購入費 43 万円とありますが、これは 8 月、先の台風 11 号の被害で、大方中学校の野球部 1 塁側のベンチが倒壊したことによるものです。グラウンドにはどうしても日陰が必要ですので、場所を選ばず移動が可能なシェルターの購入費となっております。

補正第 3 号、一般会計補正予算書の 35 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項 2 目、事務局費とあります。これは 8 節、9 節、11 節、14 節の歳出合計。合計していただくと分かりますけれども 40 万 2,000 円となりますけれども、これは新たに組み込む事業でございます。拳ノ川小学校と三浦小学校をモデル校として、森林や植物の学習を通して、自然や環境の大切さを学ぶことを目的とした事業となっております。この中でヤマモ掘りとか、それから拳ノ川地区にあるアカソという、昔の紙を作るコウゾですけれども、そういったものの勉強をするそうです。この財源内訳は 100 パーセントが県の補助となっております。

続きまして、同じ予算書の 36 ページを開いてください。

小学校管理費、上から 5 段目、13 節委託料 26 万 5,000 円は、全小学校、8 つありますけれども、鉄棒やブランコなど遊具 36 基あるそうですけれども、その安全点検を図るものとなっております。

続いて、同じページの下段にあります 15 節工事請負費 493 万円は、今回の補正予算では比較的大きい方ですが、大方中学校の玄関から体育館にかけて駐車場になってる未舗装部分の個所の、駐車場含めて 1,471 平米の舗装と、U 字型側溝の整備費用となっております。

その他、教育委員会の所管する議案は、25 年度一般会計決算のうち歳出 10 款と宮川奨学資金特別会計決算の認定の説明を受けましたけれども、特に問題にはありませんでしたので省略を致します。

次に、福祉の関係でございます。健康福祉課長と地域住民課長に議案説明を求めました。

25 年度一般会計決算書の 105 ページをお開きください。

議案第 23 号の決算の認定についてになりますけれども、歳出のうち、3 款になります。最上段にあります 8 節報償費のうち、出生祝金 94 万円となっておりますが、これは 25 年度中に町内で生まれた赤ちゃんの数ですが、47 名それぞれに 2 万円を支給したのとなっております。ちなみに、最近の出生の人数は、平成 23 年度が 54 名、平成 24 年度が 46 名、平成 25 年度が 47 名と。町全体での変化はあまり、こうして見ると見られませんが、昨年度中に佐賀地区で生まれたのはわずか 5 名となっております。一時的であってほしいのですが、佐賀地区の少子化が目立つ結果となっております。

続いて、決算書の117ページをお開きください。

一般質問にもありましたけれども、中ほどにあります老人福祉費、20節扶助費のうちですけども。独居老人等自動消火装置44万5,200円と緊急通報装置112万5,810円は、これは合併以前から取り組んでいる事業なんだそうですが、これまでに144台、それから緊急通報装置が244台がもう設置済みとなっております。緊急通報装置、自動消火装置は、それぞれ年間に約30台の設置を予定しているようでございます。

続いて、決算書119ページをお開きください。

児童福祉費、中ほどにありますけれども、22節補償補填及び賠償金とあります。18万7,122円は、これは平成8年度に、保育所において児童の事故の手術費用を支払ったものです。平成25年度の支出となった理由は、成長が止まるまで完治のための施術ができないとのお医者さんの判断で、事故により7年後に手術を行ったものでして、その際の入院費用および手術費用の個人負担分のみを支払っており、慰謝料は支出しておらず、原因はどのような状況であるとしても、保育所の事故については保育所にも一定の責任や、道義的にも行政責任があるものとして支出されています。

次に、決算書129ページをお開きください。

ページ下から5段目になります。歳出のうち4款1項3目、予防費、13節委託料とあります。

これは不用額が大きかったものですから、委員から質問がありましたが、この不用額1,398万1,244円は、子宮頸がんワクチンが6月に国から積極的な勧奨を差し控えるようにといった通達などにより予想を下回ったことと、また、当初は予防接種受診者の増大にも備えておく必要があったための、大きな不用額となっております。

続いて、決算書131ページを開いてください。

上から5段目になります。4款1項4目、母子保健費、20節扶助費のうち、小中学生医療費助成1,564万2,024円は、平成25年度で初めて1年間が対象となりました。約1,500万のこの扶助対象者は1,049名で6,152件となっております。

次に、議案第29号、平成25年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査報告となります。

決算書358ページ、359ページを開いてください。

介護保険特別会計ですが、歳入のうち1款1項1目、3節滞納繰越分普通徴収保険料とあります。収入未済額が大変大きいんですけども、1,019万5,610円。

内訳の説明は、収入未済額の対象者は現年度普通徴収者が97名、滞納繰越普通徴収者が90名。この重複を除いて、実人数は109名の状況となっております。

滞納については、可能な限り努力をして電話相談や訪問徴収を実施しているけれども、理解がなかなか得られず大変苦慮しているんだと、そういった説明ございました。今年度より、この滞納分については窓口を税務課に一本化し、差し押さえなども視野に入れた対応を考えるとのことでございました。

この説明に対して委員から、普通徴収は年金の金額が年間18万円以下の住民が対象となっているため、生活が大変苦しいことが考えられるので、生活の状況を考慮して対応する必要があるとの意見がございました。

続いて、374ページ、375ページを開いてください。

歳出で、下から4段目、介護認定審査会費とあります。12節役務費のうち、主治医意見書手数料とあります487万3,780円。これは介護認定を行うために必要とするもので、施設に入ってる場合、新規が4,000円、継続が3,000円。在宅の場合には、新規が5,000円、継続が4,000円の手数料が必要となっております。25年度は1,148件分の支出額となっております。

次に、議案第38号、少し元へ戻りますけれども、平成26年度一般会計補正予算書の24ページに戻ってくだ

さい。

最上段にあります3款1項1目、18節備品購入費70万円は、新たに協定書を結んだ福祉避難所に必要な消耗品や備品を整理するもので、県の福祉避難所指定促進事業補助金の2分の1の補助を受けて行うもので、紙おむつや簡易トイレ、簡易ベッドなど、協定書を結んだ施設と打ち合わせながら、備品、用品を検討することでございました。

次に、25年度国民健康保険特別会計決算予算の認定について。決算書の290ページ、291ページを開いてください。よろしいでしょうか。

担当課長から、これは最上段になりますが、不納欠損と収入未済額について説明がありました。

不納欠損額386万9,955円は18名で、全員執行停止によるものだそうです。内訳は、生活保護による者13名と、債権管理機構で執行停止と判断された者で3年をたっても経済力が変わらなかった者5名となっております。

収入未済額6,111万321円の人数は、大変多くございますけども308名となっております。可能な限りの徴収努力をしても、例年と変わらずこの状況が続いております。ちなみに、25年度国保会計への法定内繰入額は1億4,419万6,417円となっております。

その他、議案第24号、27号、28号、30号、33号、40号、41号、42号、43号につきましては、職員の人事異動による人件費の調整等であり、委員から特別質問もございませんでしたので省略をさせていただきます。

最後に、議案第36号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の制定について、担当の住民課長と町長に出席を求め、説明をいただきました。

9条からなる条例ですけれども、委員からは、第1条の目的、第3条町民の責務、第7条推進体制の充実に對して、意見が出されました。今委員会中、最も議論した案件となりました。

第1条に對しまして、黒潮町に人権尊重のまちづくり条例を制定しなくても、日本国憲法や世界人権宣言を基本理念として、憲法にある基本的人権を黒潮町行政の最高法規とすれば良いと。また、枕ことばのように、同和問題をはじめ、といった言葉で始まる文章を削除訂正できないかといった意見。

第3条に對しましては、そもそも基本的人権は個人の権利であり、町といった団体が実施する人権施策の推進に住民個人が責務を負うというのをおかしいのではないかといった意見。

第7条に對しまして、基本的人権とはあくまでも個人の人権を尊重するものであり、その問題の解決に特定の団体との連携をするというものであれば全く別の問題となり、本質点と異なる結果を引き出す懸念が強いと。こういった等々の意見が出されました。

採決の結果、全会一致で否決されました。議会中には修正案の意見もございましたけれども、見送りとなりました。

以上が、本定例会において教育厚生常任委員会に付託されました議案審査の内容でございます。

慎重な審査の結果、議案第36号と陳情40号を除いた付託議案15件を、全会一致で可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

すいません、議案の第 36 号でちょっとお聞きしたいことがあります。

今のですね、黒潮町の人権尊重のまちづくり条例の関係なんです。まず 1 点がですね、まあこれ否決になったということなんですが、議員のどういう形での否決になったのか。数的な賛成多数とかですね、どういう形の否決なのか。賛成少数ですか、ごめんなさい。どういう形での否決になったのか。そのあたりのところをお聞きしたいのと。

あとですね、自分、この条例については特に問題とするような箇所はないんじゃないかなと、自分個人的には思ってたんですが。今、言われたその同和問題をはじめとかいう、その枕ことばの部分が引っ掛かったとかですね。あと、第 7 条なんかは、その関係団体のという所がというお話で委員長の報告ありましたけど。

私、逆にここはその関係団体がいないとですね、逆にそう、うまくそのお話ができていかないんじゃないかなとかですね、逆の分もちょっと考えたんですが。

そこらへんは、具体的にもう少しですね、お話できる部分あればお聞かせいただけたらと思います。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

採決の部分については、こういった意見が出されるうちにもですね、修正案とか、この文言を変えたらどうかとか、そういったことで認めようではないかといった意見もありましたし。ただ、採決の段には、これは認めるか認めない、この条例案に対して賛成か反対かでしたので、委員全員が反対といった結果になっております。

それから、この団体。この条例について、それぞれの委員さんの文章の取り方。そういったことがそれぞれにあるんだなあとということ、私は委員長としてお聞きしよってですね、それにある。これまた、それもしかただろうと、そういったふうに聞いたわけですけども。おかしいと思う人はおかしいだろうし、おかしくないと、そういうふうにとらえる人もおります。おりました、事実。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

委員長にお伺いしますが。

まあ、この条例案に反対ということで全会一致だったということですが。一番問題になったことが、その同和問題をはじめという所が問題になったというふう聞いておりますが。

現実的に、この同和問題が現在まだあるのかないのかという付近の論議はなされたんでしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

委員全員が、同和問題は黒潮町にまだ介在すると。そういった認識はございました。事実。

で、また団体のことは下村議員からの質疑にもありましたけれども、この団体というのが、黒潮町における団体というのが特定されるのではないかと。そういった懸念の声もありました、事実。

以上です。

議長（山本久夫君）



ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 22 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、平成 25 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、平成 25 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 25 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 25 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 25 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 25 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 35 号の討論を終わります。

討論の途中ではございますが、この際、13 時 10 分まで休憩します。

休 憩 11 時 42 分

再 開 13 時 10 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を続けます。

議案第36号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の制定については、委員会の結果が否決のため、賛成討論から行います。

賛成討論はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

それでは、議案36号については、先ほど議長がおっしゃられましたように全員による否決ということになっておるようですが、私は賛成です。

21世紀は人権の世紀とよくいわれておりますが、平和、環境とともに、21世紀のキーワードとなっております。憲法第11条では、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるとあります。国においても、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や、県でも、高知県人権尊重の社会づくり条例が整備されているところ です。

黒潮町においても、合併以前から官民一体となり、人権対策には他町村に負けないぐらい努力をしてきました。その結果は見えてきておりますが、2013年3月実施の黒潮町人権問題に関する意識調査。これは議員のお手元にあると思います。によりますと、同和問題では62パーセント、女性の人権では35パーセント、子どもの人権でいじめは69パーセント、高齢者では37パーセント、障がい者では46パーセントが、差別があると回答されています。今回提案された条例は、これらを踏まえ、人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的としており、第5条では、家庭やPTAなどを含めた各種組織などと連携し教育啓発の充実に努めることになっており、これまでも人権尊重のまちづくりを目指してきた黒潮町の条例として素晴らしいものと思えます。

8月4日に開かれた黒潮町人権対策審議会には、1号委員として2名の議員とともに出席をしておりましたが、満場一致で本条例の提案が採決されました。黒潮町の東玄関口、佐賀庁舎脇には三角塔があり、それには、人権文化の町づくり黒潮町、みんなで築こう明るい町を、守ろう人権、なくそう差別と標語が書かれ、心の灯台となっております。幡多地域では2町のみ制定できていませんので、私はこの灯台に恥ずかしくない条例案に、一議員として、人間として、賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

教育厚生常任委員会の委員長がかなり正確な報告をしてくれましたので、それに補足するような形にも少しなるかもしれません。また、二重になるかもしれませんが。

私たち教育厚生常任委員会も、それから私自身ですね、人権そのものを尊重するということについては何の異論もないんです。第1条では、日本国憲法と、それから平和人権宣言がそこにあるので、とにかく日本国憲法というのを基にやって、私たち的人権は守られているんだから、それ以上に作る必要はないと。それは人権を何も尊重しないことではないわけですので、まあそういうことと。

私が特に、あの委員長報告で抜けてたかな、あったかもしれませんが。特に強調したいなと思ったのはですね、3条ですね。第3条ですけども、町民の責務っていうところがあります。ここにですね、町が実施する人

権施策の推進に協力するものとする。町が進めようとする事については、町民は賛成する人もいれば、反対する人もいる。さまざまな考えがあつていいわけです。それを、町が進めるものに協力することが責務になる。これ自体はですね、私は人権を侵害していくと思うんです。やっぱりそういうことはいろんな範囲で憲法にも許されていますので、賛成反対許されていますので、それは認めなきゃならないんですけど、この条例では、もう責務とするということについてはね、私はおかしいと思うんです。まあそういうこともあつて。

あとは委員長が報告してくれましたから省きますけど、それで私はこの条例について反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

私はこの条例に賛成です。

先ほど、藤本議員の方からもありましたように、私は、たとえ法でこの人権というのが守られているとしても、やはりわが町として、人権を尊重する町という基本条例を作って制定するという事については必要なことではないかと思ひます。

また、さまざまな文言は入つておるといふご指摘もありましたけれども、やっぱり多くの人権問題が今本当に大切な時期になっております。私たちの町も人権を大切にす町だといふ、この町の理念を掲げ、この差別に向かつていく姿勢といふものをしっかり身に付けていく。そういう教育、それから施策が打たれるべきだと思ひます。その中心となる考え方を理念として制定するといふことですので、何ら問題はないと思ひております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

私も人権対策審議会の委員に出たときにですね、この条例の提案がありまして、その中でやっぱりいろいろなお話を聞きました。

特に今回、先ほどの委員長の発言の中で、その同和問題の関係であつたりとか、関係団体のところとかいふところの文言が問題になるようなお話ありましたけど。逆に自分なんかはですね、それを聞いていて、実際その人権対策審議会の中でもですね、最近、直近に起こつた同和問題の中の、特に結婚に対する事例なんかを話し合つたわけなんですけど。自分なんかそれを聞くと、ああ、やはりなかなかまだまだこの問題はいろんな所でまだ続いている問題がたくさんあるんだなとか思つたりしたのも実際事実でしたし。

特に今回は、その中に条例としてですね、特に HIV の感染者であつたり、インターネットの最近のいじめの問題であつたり、ほんとに多くですね、今、いろんな所で起こつてるそういう人権に絡むところすべてをひ

つくるめてですね、この条例の中で、黒潮町は人権を尊重していく町なんだということを、もうある意味高らかに宣言をするという条例ですので、私個人的には大変良くできた条例であろうというふうに、自分では理解をしてました。

だから今回、委員会の中でいろいろ文言が引っ掛かったりして、いろいろと議論にもなったようなんですが、最終的にはですね、やっぱりそういう気持ちで黒潮町は臨んでいるということを示すためにも、この条例はあっていいんじゃないかなというふうに思い、賛成の討論と致します。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

私も先の審議会に審議委員として参加させていただいた者でございますが、まるっきり藤本議員の意見と同じで、それを繰り返す気はありませんけども。

黒潮町は人権の町ということであつたわけでありまして、そういううたい文句があるにもかかわらず、こういう人権に関する条例がないということ自体が、私はちょっと意外に思いました。

それであつて、先の賛成討論でも触れましたけども、先の方が。審議会では反対の意見は一切なく、すんなりといえますか、条例提案を全会一致で賛成したような状態でありました。

こういう人権に関する大きな目標を持ってですね、進みだして、あと問題が出てくれば、文言の訂正などがあるかもしれませんけども、これ自体には私は賛成です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 46 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 22 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 23 号、平成 25 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 24 号、平成 25 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 25 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 26 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 27 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 28 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 29 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、平成 25 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、平成 25 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、平成 25 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 33 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 34 号、平成 25 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 35 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 36 号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の制定についてを採決します。



本案に対する委員長の報告は否決です。

従って、この採決は、委員長の報告の否決に賛成を求めるものではありません。

本案は、原案について賛成の方の挙手を求めるものですので、よろしくお願いします。

それでは、原案について賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第 3、議員提出議案第 38 号、平成 27 年 10 月の消費税率 10 パーセントへの再引き上げ中止を求める意見書についてから、議員提出議案第 41 号、手話言語法制定を求める意見書についてまでを一括議題とします。

これから、提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 38 号、平成 27 年 10 月の消費税率 10 パーセントへの再引き上げ中止を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、森治史君。

#### 11 番（森 治史君）

それでは、議員提出議案第 38 号でございますが、平成 27 年度 10 月の消費税率 10 パーセントへの再引き上げを中止を求める意見書についてを報告致します。

レジュメの方に、皆さんのお手元にありますが、政府は 4 月の消費税税率 8 パーセントの増税に続き、平成 27 年度 10 月からの税率 10 パーセントへの引き上げを今年度中に決断するとしている。しかし、以下の理由で 10 パーセントへの再引き上げはやってはならない。

4 月から 6 月期間の GDP は、年率換算で 6.8 パーセントもの大幅減となった。その主要な原因は、個人消費が増税前の駆け込み需要の反動減を超え、年率換算で 18.7 パーセントと大きく落ち込んだこと。住宅投資や企業の設備投資も大幅な減となったためである。

消費税 8 パーセントへの増税が経済成長に急ブレーキをかけたことは明らかである。高知県は、産業振興計画に基づき経済活性化の必死の努力を続けているが、消費税増税が中小零細企業、低所得者層が全国的にも多いという県経済により深刻な、否定的な影響を与えている。

産業振興計画の遂行という見地からも、再増税は避けるべきである。また、県民の暮らしの実態は、年金の連続削減や医療費や社会保険料の負担増、もともと低い賃金の連続的な低下、物価高、その上の 8 パーセント

増税で、がまんの限界を超えている。県民生活はこれ以上の痛みに耐えられる状態にはない。

消費税法附則の18条の3項は、経済情勢によっては（施行の停止を求める所要の措置を講ずる）と、増税中止を選択することも可能と明記されている。現下の経済情勢、県民の暮らしの実態は、この条例を発動すべき緊急事態となっている。

法の解釈どおり、施行の停止を決断すべきであるということで、この意見書を。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成26年9月18日、黒潮町議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あてであります。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第38号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第38号、平成27年10月の消費税率10パーセントへの再引き上げ中止を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで森治史君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第39号、「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書について、および議員提出議案第40号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、亀沢徳昭君。

5番（亀沢徳昭君）

それでは議員提出議案39号、および40号の提案趣旨説明を行います。

森林率80パーセントの当黒潮町において、林業の活性は大きく町の振興に寄与するものと考え、「森林・林業基本計画」推進に係る意見書を提出します。

その内容は、レジュメの方に書いておりますが、林業の振興を図ることが地方再生の原点となると考え、国におかれては森林・林業基本計画の推進と、平成27年度予算に際しては、次の事項を実現するよう強く要望するものです。

要望事項は、1、森林・林業基本計画に基づく森林、林業の再生と、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大、機能向上に必要な森林整備加速化林業再生基金事業の継続と、その予算を確保すること。また、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林吸収源対策に係る安全、安定的な財源を確保することと。

最後の、次のページにいきまして、国有林野事業においては、公益重視の管理、経営を一層推進する一方、組織技術力、資源活用をした民有林への指導とサポートを通じて、地域貢献を果たせる体制を図ること、という7項目です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

なお、提出先は、衆議院、参議院議長をはじめ関係各大臣9名、および林野庁長官の12名です。

以上です。

次に、40号の方を言います。

40号の方は、当初に述べた町の振興に寄与するという事に併せてですね、この地域林業・地域振興の確立

に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書ということで。

これは、山村振興法の期限がですね、来年、平成 27 年 3 月末に切れることから、その延長を求めるものです。

要求項目は、1、山村振興法を延長し、森林・林業基本法による施策の展開（第 2 条多面的機能の発揮、第 15 条定住の促進、第 17 条都市と山村の交流）を踏まえた、都市と山村の格差是正を主眼に置いた対策に加え、地域山村が果たす多面的機能発揮に係る国の責務を明確にし、対策を講じること。

また、山村振興法第 3 条（山村振興法の目的）に、林業、木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と、雇用確保および若者定住に向けた条件整備を明確に位置付ける対策を講じることと。

最後に、林業事業者、特に若者の定住対策に対しとして、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化、および住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じること、の 4 項目でございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、先ほどの森林・林業基本計画推進に係る意見書と同じ方々です。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 39 号および第 40 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議員提出議案第 39 号、「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第 40 号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで亀沢徳昭君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 41 号、手話言語法制定を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、池内弘道君。

13 番（池内弘道君）

それでは議員提出議案第 41 号、手話言語法制定を求める意見書について趣旨説明を行います。

詳細については、全員協議会の方で趣旨と理由との意見書というか説明書をお手元に配っておりますので、内容をご存じだと思います。意見書の方につきましては、各机の方に配付しておりますので、お目通しをお願い致します。

これにつきましては、手話を言語であるにとらえ、手話の理解を広めて、手話を使って安心して暮らせる社会を目指すことは大切なことということが必要と考えられます。

そこで、国におかれましては、障がい者が社会に自由に参加できることを目指すとともに、手話が自由に使える社会環境の整備を早急に行うことを目的として、手話言語法を早期に制定することを強く要望するものがあります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 26 年 9 月 18 日、黒潮町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。審議をお願いします。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 41 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 41 号、手話言語法制定を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで池内弘道君に対する質疑を終わります。

これで提案趣旨説明および質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第 38 号、平成 27 年 10 月の消費税率 10 パーセントへの再引き上げ中止を求める意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

（宮地議員から何事か発言あり）

反対討論。

（宮地議員から「賛成」との発言あり）

賛成討論はありますか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私は、この消費税率 10 パーセントへの再引き上げに中止を求める意見書ということで賛成します。

私たち主婦ですので、ほんとに家計を預かってますと消費税 8 パーセントに上がったときにですね、今ほんとにスーパー行きますと、自分が大体これぐらい買ったら 1,500 円だなというのが 2,000 円ぐらいあります。2,000 円ぐらいだなと思うのが、もう 2,500 円ぐらいとして、日々の買い物でも実感してるんですけど。

主婦の間でもほんとにね、家計、いかに消費税 3 パーセント値上げしたことが響いてるか。あと何を削ろうかということが、よく話題になるんです。

消費税っていうのは、もともと不公平税制です。大体、税金というのは累進課税が主なんですけども、税金は大金持ちにはそれ応分の税金を課せる、少ない人にはそれなりの税金を課していく、というのが基本だと思います。でも消費税は、寝たきりのお年寄りから生まれた赤ん坊まで、一律に 8 パーセントの税が掛かってきます。所得の低い人ほど、税金の負担割合が高くなります。そういう意味では、これは 8 パーセントから 10 パーセントになると、ますます私たちの、庶民の暮らしは大変になってきます。

それでこの消費税は、全面的に社会保障に使うと。そういう説明で値上げがありましたけども、実際これは政府が認めてることですけど、消費税が全部で上がったときに 5 兆円ありますが、そのうちの社会保障に使えるのは 5,000 億円ということを認めています。実際、消費税がずっと上がる。前々から上がる時も社会保障に

使うと言われましたけど、現実には社会保障は良くなっていません。どんどん悪くなっているのが現実です。実感として、皆さんはあると思います。

じゃあ、この消費税っていうのがどこへ流れていったかっていうことなんですけども、1994年の4月からですね、26年間消費税が上がって、282兆円というものが消費税として私たち払ってきました。その中で、法人税はこの間に255兆円が減額になってます。税金は消費税として282兆円払ってるんですが、法人税が255兆円減額になってるということは、お金には名前が書いてない、印は付いてないんですけども、法人税減税の方に流れていってる。社会保障はちつとも良くなる。そして、私たちの暮らしは税金が上がることによって、私たちの年金は増えないのにほんとに大変なってくるということでは、8パーセントの、今上がったのも大変ですが、これをさらに10パーセントに上げられてはとでも大変ですので、この10パーセントにはどうしても値上げしてほしくないという、住民の声を挙げたいと思います。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第38号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第39号、「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第39号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第40号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第40号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第41号、手話言語法制定を求める意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第41号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 38 号、平成 27 年 10 月の消費税率 10 パーセントへの再引上げ中止を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 39 号、「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 40 号、地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 41 号、手話言語法制定を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 13 時 56 分

再 開 14 時 20 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の下村勝幸君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第 1 号、日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第 1 号、日程第 1 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

これから副議長の辞職の件を議題としますが、この件につきましては、地方自治法第 117 条の規定により下村勝幸君は除斥の対象となりますので、下村勝幸君の退場を求めます。

追加議事日程第1号、日程第1、副議長の辞職の件を議題とします。

職員に副議長からの辞職願を朗読させます。

小橋事務局長。

議会事務局長（小橋和彦君）

それでは、副議長からの辞職願を朗読致します。

平成26年9月18日、黒潮町議会議長、山本久夫様。

黒潮町議会副議長、下村勝幸。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（山本久夫君）

お諮りします。

下村勝幸君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、下村勝幸君の副議長の辞職の件につきましては許可することに決定しました。

追加議事日程第1号、日程第1の審議が終了しましたので、下村勝幸君の入場を許可します。

下村勝幸君は議席にお戻りください。

下村勝幸君に申し上げます。副議長の辞職の件は許可されましたので、報告致します。

下村議員から、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

下村議員。

15番（下村勝幸君）

このたびはですね、私のこの議会での職務執行上の関係で、任期途中での辞任という形になりました。その関係で、議員の皆さまをはじめ執行部の皆さま、さらに町民の皆さま、本当にいろんな方にご迷惑をお掛けしますことを、まずこの場を持っておわび申し上げます。このことに報いるためにも、今後も引き続きさまざまな形で、この黒潮町のために努力をしていく所存であります。

私は10年間議員生活をやりましたが、皆さま、本当にお世話になりました。これからも黒潮町のために、引き続き皆さまにおかれましてはご尽力いただきまして、さらに良い黒潮町をつくっていただけますことをご祈念致しまして、私の辞任のあいさつに代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加議事日程第2号、日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。



従って、副議長の選挙を日程に追加し、追加議事日程第2号、日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加議事日程第2号、日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は16人です。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、15番、下村勝幸君、1番、小松孝年君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は、確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

下村君、小松君、開票の立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

そのうち、有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、矢野昭三君、16票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

従って、矢野昭三君が副議長に当選されました。

これで副議長の選挙を終わります。

議場の出入り口を開きます。

ただ今、副議長に当選されました矢野昭三君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の当選承諾およびあいさつをお願いします。

自席をお願いします。

副議長（矢野昭三君）

大変なご支持をいただきましてありがとうございます。

皆さま方のご支援いただきまして、残された期間、精いっぱい精励致したいと思います。  
どうかよろしくお願い致します。

(議場から拍手あり)

議長 (山本久夫君)

よろしくお願い致します。

下村勝幸君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議員の辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第3号、日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第3号、日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

これから、議員の辞職の件を議題としますが、この件につきましては地方自治法第117条の規定により、下村勝幸君は除斥の対象となりますので、下村勝幸君の退場を求めます。

追加議事日程第3号、日程第1、議員の辞職の件を議題とします。

職員に議員からの辞職願を朗読させます。

小橋事務局長。

議会事務局長 (小橋和彦君)

それでは、議員からの辞職願を朗読致します。

平成26年9月18日、黒潮町議会議長、山本久夫様。

黒潮町議会議員、下村勝幸。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長 (山本久夫君)

お諮りします。

下村勝幸君の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、下村勝幸君の議員の辞職を許可することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

副議長の改選に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

副議長の矢野昭三君の議席を15番に変更します。

本日、議会広報常任委員会の委員が1名欠けました。

これにより、黒潮町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議会広報常任委員会の委員に池内弘道君を指名します。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

平成26年9月第28回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、今議会に提出させていただきましたすべての議案についてご可決をいただき、ありがとうございます。今議会で賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

また、本日ご選任されました矢野新副議長におかれましては引き続きご指導賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

以上で町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年9月第28回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 36分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長	山本久夫
署名議員	藤本岩義
署名議員	山崎正男